

「臨時福祉商品券給付事業」の精算について

令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「臨時福祉商品券給付事業」の会計検査院実地検査において指摘を受け、委託先に対して、概算払いした委託料のうち、金融機関において換金されることがなく給付された商品券の金額（51,577,500円）の返還に向けた協議の経過について、前回、令和5年1月の区議会健康福祉委員会報告以降の動きを報告する。

1 前回からの協議の経過と今後の対応

3月29日及び4月13日に開催された板橋区商店街振興組合連合会理事会において、返還に向けた今後の進め方として、納税分相当額について更正申告等を適切に行い、その還付額をもって返還すること。また、納税分相当額を除く返還金については、返還時期・方法等を協議し返還手続きを進めていくことを説明した。

4月13日に開催された板橋区商店街振興組合連合会理事会の報告として、文書にて全額返還に向けて、納税分相当額については更正申告の手続きを進めることや、返還金の一部について返還を進めるなど、返還に向けて取り組む内容の報告を受け、この報告により区は全額返還の意思を確認し、今後、解決に向けて協力していく文書を発出した。

現在、税務署への令和2年度の収入申告の更正申告に向けた作業を開始するとともに、返還金の一部返還及び、残りの返還金の具体的な返還計画の立案について、速やかに実施すべく板橋区商店街振興組合連合会と協議を進めている。

2 臨時福祉商品券給付事業の概要について

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困難な家庭の支援及び区内における消費の喚起・下支えを目的として、低所得者等に対して区内共通商品券（1万円分）を交付する（財源として地方創生臨時交付金を事業費全額に充当）事業を実施した。

(2) 会計検査院実地検査（令和4年5月10日実施）における指摘事項

会計検査院より、商品券の未使用分が事務委託先等に滞留しているとの指摘があり、低所得者への緊急の生活支援及び地域における消費喚起という目的のために臨時交付金が充当されたことにはならないと指摘された。

また、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院指摘を踏まえた留意事項等」において、「商品券等の未換金相当額が換金等の事務を委託している者（商工会等）に滞留している場合は、未換金相当額等を地方公共団体に返還させること」と記載された。